



目 次	
規 則	ページ
◎高知県立都市公園条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則	1
◎高知県職業能力開発促進法関係手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則	1
◎高知県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○漁船損害等補償法による同意成立（2件）	(漁業管理課) 2
○漁船損害等補償法による付保義務消滅（2件）	(") (") 2
○公共測量の実施の通知（2件）	(用地対策課) 2
○地籍調査の事業計画の一部変更	(") 3
○道路の区域変更	(道 路 課) 3
○道路の供用開始	(") 3
公 告	
○高知県土地利用基本計画の変更	(用地対策課) 3
○水防法による洪水浸水想定区域等の公表	(河 川 課) 3

規 則

高知県立都市公園条例の一部を改正する条例の一部の施行の日を定める規則をここに公布する。

平成29年10月31日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第77号

高知県立都市公園条例の一部を改正する条例の一部の施行の日を定める規則

高知県立都市公園条例の一部を改正する条例（平成29年高知県条例第38号）附則本文の規定に基づき、同条例の施行の日は、平成29年11月1日とする。



高知県職業能力開発促進法関係手数料徴収条例施行規則の一部

を改正する規則をここに公布する。

平成29年10月31日

高知県知事 尾崎 正直

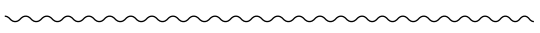
高知県規則第78号

高知県職業能力開発促進法関係手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

高知県職業能力開発促進法関係手数料徴収条例施行規則（平成12年高知県規則第41号）の一部を次のように改正する。
別表中「基礎一級、基礎二級」を「基礎級」に改める。

附 則

この規則は、平成29年11月1日から施行する。



高知県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年10月31日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第79号

高知県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立都市公園条例施行規則（平成17年高知県規則第57号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項の表中

水泳場（共用の場合）	別記第12号様式
------------	----------

を

水泳場（共用の場合）	別記第12号様式
屋内飛込み練習場	別記第12号様式の2

に改める。

別表の1の表春野総合運動公園の項及び2の表春野総合運動公園の項中

水泳場	
-----	--

を

水泳場 屋内飛込み練習場	
-----------------	--

第12号様式の2（第4条関係）

（規格 8センチメートル×18センチメートル）

No. _____	No. _____	年 月 日
高知県立春野総合運動公園屋内飛び込み練習場利用券	高知県立春野総合運動公園屋内飛び込み練習場利用券	
区分（児童・生徒 利用料	区分（児童・生徒 利用料	その他の者） 円
と	し	ろ

備考 1 No.は、会計年度ごとの通し番号とします。
 2 この半券をもって、現金領収証書に代えるものとします。
 3 点線は、切取り線とします。

附 則

この規則は、平成29年11月1日から施行する。

告 示

高知県告示第689号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成29年10月28日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

甲浦加入区

高知県告示第690号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成29年10月28日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

手結加入区

高知県告示第691号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成25年10月高知県告示第647号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成29年10月27日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年10月28日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

甲浦加入区

高知県告示第692号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成25年10月高知県告示第648号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成29年10月27日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年10月28日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

手結加入区

高知県告示第693号

いの町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を平成29年10月10日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成29年10月31日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 作業種類
公共測量（空中写真撮影、写真地図作成）
- 2 作業期間
平成29年10月6日から平成30年3月31日まで
- 3 作業地域
吾川郡いの町の一部

高知県告示第694号

国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を平成29年10月12日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成29年10月31日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量、水準測量、現地測量及び路線測量）
- 2 作業期間
平成29年10月16日から平成30年3月30日まで
- 3 作業地域
幡多郡黒潮町の一部

高知県告示第695号

平成29年5月高知県告示第447号で告示した平成29年度における地籍調査の事業計画の定めの一部を変更したので、国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第5項の規定により次のとおり告示する。

平成29年10月31日

高知県知事 尾崎 正直

区分	調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
変更前	北川村	安芸郡北川村安倉、弘瀬及び菅ノ上の各一部	平成29年度中
変更後		安芸郡北川村安倉、弘瀬、菅ノ上及び野川の各一部	

高知県告示第696号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成29年10月31日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年10月31日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 下田港
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
四万十市鍋島字サギガトマリ1416番から 四万十市竹島字村上 40番1まで	前	11.3 }	43
	後	10.8 }	
		17.2	43

高知県告示第697号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成29年10月31日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年10月31日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 下田港
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
四万十市鍋島字サギガトマリ1416番から 四万十市竹島字村上40番1 まで	43	平成29年10月31日

公 告

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第1項の規定による高知県土地利用基本計画を平成29年10月6日に変更したので、同条第14項において準用する同条第13項の規定に基づきその要旨を次のとおり公表する。

なお、その関係図書は、高知県土木部用地対策課並びに高知市役所及び津野町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成29年10月31日

高知県知事 尾崎 正直

高知県土地利用基本計画図に係る変更の要旨
森林地域 高知市及び津野町において変更した。

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により仁淀川水系宇治川に係る想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定したので、同条第3項の規定により当該洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

なお、関係図面は、高知県土木部河川課及び高知県中央西土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

平成29年10月31日

高知県知事 尾崎 正直